

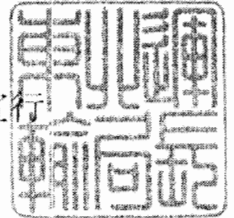
公 示

公示第88号

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の事業計画変更認可申請等事案の審査基準について」（平成14年1月21日付け公示第95号）を別添のとおり一部改正したので公示する。

平成21年10月1日

東北運輸局長 木場 宣行



別 添

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の事業計画変更認可申請等事案の審査基準について」

新	旧
<h1>公 示</h1>	<h1>公 示</h1>
公示第95号	公示第95号
一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の事業計画変更認可申請等事案の審査基準について	一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の事業計画変更認可申請等事案の審査基準について
一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の事業計画変更認可申請等について、審査基準を下記のとおり定めたので公示する。	一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の事業計画変更認可申請等について、審査基準を下記のとおり定めたので公示する。
平成14年1月21日	平成14年1月21日
東北運輸局長 島田 知明	東北運輸局長 島田 知明
記	記
1. 事業計画の変更の認可（道路運送法（昭和26年法律第183号）（以下「法」という。）第15条第1項）	1. 事業計画の変更の認可（道路運送法（昭和26年法律第183号）（以下「法」という。）第15条第1項）
(1)「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請事案の審査基準について」（平成13年12月25日付け公示第68号、以下「審査基準」という。）の1.～9.・11.～15.（12.（3）を除く。）の定めるところに準じて審査する。	(1)「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請事案の審査基準について」（平成13年12月25日付け公示第68号、以下「審査基準」という。）の1.～9.・11.～15.の定めるところに準じて審査する。
(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)
2.～5. (略)	2.～5. (略)
6. 認可に付した条件の変更等	6. 認可に付した条件の変更等
(1)上記1.～3.の認可に付した条件（審査基準12.（3）を除く。）又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記1.～3.の定めによることにより審査することとする。	(1)上記1.～3.の認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記1.～3.の定めによることにより審査することとする。
(2) (略)	(2) (略)
7. (略)	7. (略)
附 則	附 則
1.～4. (略)	1.～4. (略)
附 則（平成14年7月 1日公示第36号） (略)	附 則（平成14年7月 1日公示第36号） (略)
附 則（平成16年7月28日公示第33号） (略)	附 則（平成16年7月28日公示第33号） (略)
附 則（平成18年9月19日公示第69号） (略)	附 則（平成18年9月19日公示第69号） (略)
附 則（平成21年10月1日公示第88号） この公示は、平成21年10月1日から適用する	

